

# 新長田における芸術祭の開催支援事業補助金交付要綱

平成 27 年 4 月 24 日長田区長決定

## (目的)

**第 1 条** 長田区は、区内における芸術・文化を活かした芸術祭の開催によって、「文化の薫るまち」を実現し、さらに市街地西部の活性化を図ることを目的として補助金を交付するものとし、その交付については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

## (対象者)

**第 2 条** 補助事業等の対象となるものは、前条の目的を達するために、長田区長（以下「区長」という。）が特に必要と認めるものであって、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 長田区内を拠点に活動していること。
- (2) 構成員が 5 人以上であること。
- (3) 会則・規約等があること。
- (4) 本事業以外に活動の実績があること。
- (5) 営利を目的とした活動を行っていないこと。
- (6) 宗教的活動及び政治的活動を行っていないこと。

## (対象経費)

**第 3 条** 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助事業等の実施に要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当する経費とし、査定の上、予算額を上限とする。

- (1) 会場・設営・運搬費
- (2) 通信・消耗品費
- (3) 印刷・発送費
- (4) 広報・記録費
- (5) その他区長が必要と認める経費

**2** 次の各号に掲げるものは、対象経費としない。

- (1) 補助事業者等の人件費及びその団体の運営に相当する経費
- (2) 食費、懇親会費、交際費、レセプション費その他これらに類する経費
- (3) 領収書がない等使途が明確でない経費
- (4) その他区長が適当と認めない経費

## (交付申請)

**第 4 条** 申請者は、補助金規則第 5 条に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業等を実施しようとする日の 1 ヶ月前までに区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (4) 団体の概要がわかる書類（規約・会則等）
- (5) その他区長が必要と認める書類

## (交付の決定)

**第 5 条** 区長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 2 号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

**2** 区長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

## (補助事業等の変更等)

**第 6 条** 補助事業者等は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第 7 号）により、補助事業者等に通知するものとする。

#### （実績報告書の提出）

**第 7 条** 補助事業者等は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに区長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書（様式第 8 号）
- (2) 補助事業等の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- (4) 領収書又は請求書の写し
- (5) その他区長が必要と認める書類

#### （交付額の確定）

**第 8 条** 区長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第 9 号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

#### （補助金の請求）

**第 9 条** 補助事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 10 号）を補助金額確定通知書受領後ただちに区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金を補助事業者等に支払うものとする。

#### （交付の特例）

**第 10 条** 補助事業者等は、補助金規則第 18 条第 2 項に基づき補助事業等の完了前に概算払を受けようとするときは、補助金概算払交付請求書（様式第 11 号）を区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は概算払の必要性を精査し、必要と認めるときは、速やかに当該請求に係る補助金を補助事業者等に支払うものとする。

3 区長は、補助金規則第 20 条第 2 項に基づく返還が発生する場合は、速やかに納付書を発行し、ただちに返還を命ずるものとする。

#### （交付決定の取消し）

**第 11 条** 区長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

#### （その他）

**第 12 条** この要綱の施行に関して必要な事項は、区長が定める。

### 附則

#### （施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 24 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。